

氏名(フリガナ)、生年月日、現住所、個人番号(マイナンバー)電話番号、職業、世帯主、続柄を記入のうえ、押印してください。また、本人以外の方が申告書を作成した場合は、代理人の氏名欄にも忘れず記入してください。

## 平成31年度 市民税・県民税申告書の書き方

平成31年度分(平成30年分所得) 市民税 申告書

伊丹市長 宛

氏名 伊丹市長 宛

生年月日 平成30年1月1日

個人番号 1234567890123

電話番号 078-1234567

現住所 伊丹市 〇〇町 〇〇番 〇〇号

代理人の氏名

	A 収入金額	B 必要経費(※)	C 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C)
事業所得	ア			(1)
農業所得	イ			(2)
不動産所得	ウ			(3)
利子所得	エ			(4)
当分の所得	オ			(5)
給与所得	カ			(6)
公的年金等所得	キ			(7)
雑所得	ク			(8)
合計				(9)

	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	所得金額(C-D)
短期所得	ケ		シ	ソ
長期所得	コ		ス	タ
一時所得	ク		セ	チ
合計				(9)

所得の合計

雑損控除 00  
医療費控除 00  
社会保険料控除 00  
小規模企業  
生産者等控除 00  
生命保険料控除 00  
地震保険料控除 00  
基礎(専夫)控除 00  
障害者控除 00  
配偶者控除 00  
配偶者特別控除 00  
扶養控除 00  
基礎控除 (-) 330,000  
合計 00

旧生命保険料 a  
新生命保険料 b  
介護医療保険料 c  
旧個人年金保険料 d  
新個人年金保険料 e  
地震保険料 f  
旧長期損害保険料 g

### 所得金額

#### (カ) 給与

- 給料、賞与、パート収入などが対象になります。
- 給与所得の源泉徴収票を添付してください。
- 源泉徴収票がない場合は、申告書の裏面にある「◆給与所得の内訳」欄にご記入ください。

月別	取入	月別	取入
1月		7月	
2月		8月	
3月		9月	
4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
賞与(ボーナス)等			
合計			

#### 【給与所得金額の求め方】

給与所得の計算は裏面をご参照ください。

#### (キ) 公的年金等(雑所得)

- 国民年金、厚生年金、共済年金、各種年金基金、恩給などが対象になります。(遺族年金、障害年金などは非課税となるので含まれません。)
- 公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)を添付してください。
- 年金所得の計算方法は裏面をご参照ください。

#### 給与、年金以外の所得

- ア. 営業等 … 販売業、製造業、飲食業、サービス業、外交員、大工、左官などによる所得
- イ. 農業 … 農作物の生産、家畜の飼育などによる所得
- ウ. 不動産 … 貸家、貸ガレージ、貸地などによる所得
- オ. 配当 … 株式、出資金などの配当による所得
- ク. 公的年金等以外の雑所得 … 生命保険契約に基づく年金で公的年金等とみなされないもの、原稿料、講演料などの所得

\*平成30年の収入(売上)金額と必要経費を記入のうえ、所得金額を求めてください。

#### < 寄附金控除 >

寄附金額及び寄附先を申告書裏面の「◆寄附金に関する事項」の欄に記入し、寄附した団体から受けた寄附金の受領証を添付してください。記入方法は下図をご参照ください。

寄附金額の計算方法については市のホームページ【ふるさと寄附金(地方公共団体への寄附)控除について】をご参照ください。

#### ◆寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(ふるさと納税)	円	条例	兵庫県	円
兵庫県協同募金会、日本赤十字社兵庫県支部		指定分	伊丹市	

- ふるさと納税の寄附金額を記入
- 兵庫県協同募金会、日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金額を記入
- 兵庫県又は伊丹市の条例で指定された認定NPO法人などに対する寄附金額を記入

#### (W) 勤労学生控除

あなたが勤労学生で前年の合計所得金額が65万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の場合に該当します。控除額…26万円

#### (X) 配偶者控除

平成30年12月31日現況において、あなたの平成30年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円(給与収入金額は103万円)以下である場合に該当します。詳しくは、申告書記載上の手びきの「◆配偶者控除の早見表」をご参照ください。

#### (16) 配偶者特別控除

あなたの平成30年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円を超え、123万円以下である場合に該当します。配偶者特別控除の求め方は、申告書記載上の手びきの「◆配偶者特別控除の早見表」をご参照ください。

#### (Y) 扶養控除

一般	特定(H8.1.2~H12.1.1生)	老人(S24.1.1以前生)	同居老親等(S24.1.1以前生)
33万円	45万円	38万円	45万円

平成30年12月31日現況において、あなたと生計を一にする配偶者以外の親族のうち、平成15年1月1日以前に生まれた方で平成30年の合計所得金額が38万円以下の方を有する場合に該当します。

### 所得控除

#### (10) 雑損控除

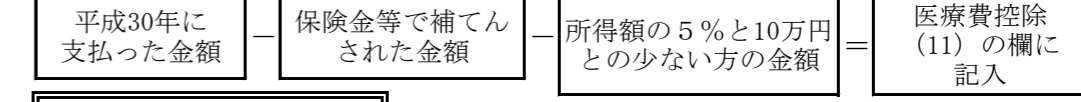
災害又は盗難若しくは横領によって、資産に損害を受けた場合に該当。控除額…次の①②のうちいずれか多い額  
①(損失額)-(総所得金額等)×10%  
②(損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

#### (11) 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために平成30年に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。

平成30年度より領収書提出の代わりに、明細書の添付が必要となっています。なお、領収書は自宅で5年間保管してください。

#### 【控除額の求め方】(控除の限度額200万円)



#### (12) 社会保険料控除

- 昨年に国民健康保険税、その他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料等の掛金がある場合、掛金支払額が控除の対象となります。
- 源泉徴収票などに記載されていないものについては、領収書等(国民年金保険料については、控除証明書)を添付してください。
- 昨年の国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料の支払額が不明な場合は、各保険税(料)の担当課へお問い合わせください。
- 生計を一にする配偶者等の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料は、あなたの控除の対象にはなりませんので、ご注意ください。

#### (14) 生命保険料控除

※支払額などの証明書を添付してください。計算方法は申告書記載上の手びき裏面の「◆生命保険料控除の計算方法」を参照してください。※合計金額の限度額は旧契約と新契約ともに70,000円です。旧・新契約の両方について控除の適用を受けるときは、各種限度額が28,000円(合計限度額は70,000円)になります。

#### (15) 地震保険料控除

- 地震保険料…支払金額が50,000円以下のときは支払金額の1/2、支払金額が50,000円超のときは25,000円(限度額)
- 旧長期損害保険料…限度額10,000円(満期返戻金があり保険期間10年以上で、平成18年12月31日までに締結したもの)

#### (V) 寡婦・寡夫控除

※他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

	区分(要件等)	控除額
寡婦	①夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明等の方で、扶養親族や平成30年の総所得金額等が38万円以下の親族のある方	26万円
	②①に該当する方で、扶養親族である子(※)があり、かつ、平成30年の合計所得金額が500万円以下の方	30万円
	③夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明等の方で平成30年の合計所得金額が500万円以下の方	26万円
寡夫	妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明等の方で、平成30年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	26万円

#### (W) 障害者控除

介護認定は、福祉事務所長の発行する「障害者控除対象者認定書」を添付してください。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	介護保険※	控除額
特別障害者	1級・2級	A判定	1級	要介護4・5	30万円
同居特別障害者					53万円
その他障害者	3級以下	B判定	2級・3級	要介護1~3 要支援1・2	26万円

平成30年12月31日現況において、あなたや配偶者、扶養親族が障がい者である場合に該当します。

※申告書の「申告書記載上の手びき」と裏面の計算式をご参照ください。